平成２２年（フ）第５９８号
静岡市清水区馬走５番30号　リバーサイドマキ201、旧住所静岡市清水区港町２丁目１番１―902号
債務者　瀬川　幸平
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９９号
静岡市清水区馬走５番30号　リバーサイドマキ201、旧住所静岡市清水区港町２丁目１番１―902号
債務者　瀬川　明子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８１号
静岡市葵区幸町３―９　幸町永田ビル202号、住民票上の住所静岡市葵区神明町33番地　水木荘２階８号
債務者　塚本　正二
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１号
静岡県島田市御仮屋町8876番地の１　ストークマンション１―305号室
債務者　速水　秀次
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１２０２号
福岡市西区泉１丁目27番15号
破産者　有限会社平柳興業
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０３号
宮城県塩竈市貞山通３丁目１番10号
破産者　ＴＳＫ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３７１号
東京都板橋区若木１丁目25―10
破産者　藤田　明男
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６３５号
東京都目黒区目黒本町４丁目２番９号
破産者　株式会社弘益エンジニアリング
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１６９号
埼玉県越谷市川柳町１丁目39―２
破産者　近藤美智代
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７６８号
茨城県猿島郡境町大字長井戸1691―５
破産者　柴崎　保男
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９２号
東京都中野区上高田３丁目32―９―304
破産者　高野　悦子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７３６号
東京都北区赤羽北１丁目３―８
破産者　羽鳥　　越
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３０２号
東京都渋谷区東１丁目22番11号
破産者　株式会社アンアメリカンインパリス
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４４９号
東京都三鷹市野崎２丁目12番13号
破産者　株式会社五大建設工業
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４８７号
東京都江戸川区南葛西２丁目12番４―103号
破産者　株式会社きゃっつ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４８８号
東京都江東区塩浜２丁目18―９―204
破産者　渡辺　民子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４８９号
東京都江東区塩浜２丁目18―９―204
破産者　渡辺　　明
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３１４号
東京都足立区谷中３丁目19―５―Ⅱ―402
破産者　竹川　敏彦
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５１９号
福岡県糸島市有田中央２丁目14―64―102、開始決定時の住所千葉県市川市曽谷７丁目16―５
破産者　安部隆一郎
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９６０号
東京都小平市小川町２丁目1828番地
破産者　株式会社エムツーレッキング
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部